

産業統計部会の審議状況について  
(農業経営統計調査)(報告)

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 計画の変更 (1) 調査対象の属性的範囲の変更	○経営統計調査における調査対象区分を「個別経営体」「組織法人経営体」から「個人経営体」「法人経営体」に変更(一戸一法人を「組織法人経営体」と統合し「法人経営体」に区分)	●			<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>おおむね適当と整理</b> (前回答申における課題に対応するとともに、農業経営体の実態の正確かつ的確な把握に資するもの)</li> <li>◆ただし、データの時系列比較等の観点から、公表時における丁寧な説明や、従前の「個別法人経営体(一戸一法人)」の区分による結果も併せて提供することが必要【別紙1参照】</li> </ul>
(2) 報告を求め る者の変更	①全ての抽出階層における目標精度の設定 ②大規模階層区分の細分化 ③法人経営体(経営統計調査)及び組織法人経営体(生産費調査)の報告者の拡充等		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>適当と整理</b> (調査結果の利活用目的を踏まえたもの)</li> <li>◆なお、経営統計調査における法人経営体については、特に大規模階層における1経営体当たりの農業粗収益にばらつきが生じることも懸念されるため、調査結果における分布状況も含め事後に精度検証を行い、実態に即した標本設計の見直しの余地について検討が必要(⇒「今後の課題」候補)</li> <li>◆また、「農業経営体」全体の結果表章に際し、農林業センサス結果をベンチマークとする推計方法については、個人経営体が年々減少傾向にある中、ベンチマークの切り替えに伴う調査結果の断層が生じないよう、調査結果を踏まえつつ、当該推計方法の妥当性について検証・検討することが必要(⇒「今後の課題」候補)</li> </ul>
(3) 報告を求め る事項の変更 <調査票の構 成の見直し>	○従前の「現金出納帳」「作業日誌」「経営台帳」を廃止し、経営統計調査票(個人経営体用・法人経営体用の2種類)及び生産費調査票(農畜産物の品目等別に計16種類)を新設	●	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>おおむね適当と整理</b> (報告者負担の軽減にも配慮しつつ、効率的な統計作成を図るもの)</li> <li>◆ただし、調査票への記入に当たっての参考として配布する労働時間等整理補助表については、報告者に紛れが生じないよう、報告義務を伴う「調査票」とは異なり、報告義務を伴うものではないことを当該様式上に明示することが必要【別紙2参照】</li> <li>◆なお、今回の見直しに伴う結果数値への影響の可能性も懸念されることから、2020年農林業センサスを母集団情報とする標本の選定替えまでに、調査結果の検証・分析結果や調査結果の利活用状況等を踏まえつつ、より有用な調査となるよう、調査票の構成及び調査事項について見直し・検討することが必要(⇒「今後の課題」候補)</li> </ul>
<経営統計調査 票関係>	ア 「現況」、「損益計算書」、「貸借対照表」を把握する調査事項の新設・再編	●	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>おおむね適当と整理</b> (施策ニーズ等への対応を図るとともに、税務申告書類や財務諸表から転記</li> </ul>

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
					<p>可能な項目設定とすることにより、報告者負担の軽減を図るもの)</p> <p>◆ただし、個人経営体用調査票の損益計算書において、別掲して把握する計画の「交際費」及び「市場手数料」については、報告者に忌避感や紛れが生じないよう、当該項目のレイアウトを見直すことが必要</p> <p><b>【別紙3参照】</b></p>
	イ 「事業収支の概要・事業経費」、「投資と資金調達」等を把握する調査事項の再編		●		<p>・ <b>適当と整理</b> (施策ニーズ等への対応を図るもの)</p> <p>◆なお、個人経営体用調査票における農業以外の事業収入や、法人経営体用調査票の事業経費については、報告者負担軽減等の観点及び農業経営の収支を把握するという目的から、農業以外の事業収入(不動産収入等)を引き続き把握する必要性について検討することが必要(⇒「今後の課題」候補)</p>
	ウ 「生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入」等を把握する調査事項の再編・充実		●	●	<p>・ <b>第3回部会において引き続き審議</b> (おおむね適当と整理するものの、法人経営体用調査票の農作業受託収入等を把握する調査事項において、「水稻」の作業内容別受託面積のうち、「育苗」「乾燥・調製」に係る委託面積等の定義の明確化については再審議)</p> <p>◆ただし、個人経営体用及び法人経営体用調査票の農業生産関連事業収支に係る調査事項において、事業区分として「その他」を追加することが必要</p>
	エ 「労働の概要」、「給与の状況」を把握する調査事項の新設・再編		●		<p>・ <b>適当と整理</b> (施策ニーズ等への対応を図るもの)</p>
<生産費調査票関係>	ア 経営概況(「経営土地」、「世帯員(構成員)数と農業就業者(構成農家)数等」、「認定農業者の状況」)を把握する調査事項の再編		●		<p>・ <b>おおむね適当と整理</b> (施策ニーズ等への対応を図るもの)</p> <p>◆ただし、個別経営体用の生産費調査票において、経営耕地面積を把握する調査事項の耕地区分欄を「田」「畑(普通畑)」「畑(樹園地)」「牧草地」から「田」「普通畑」「樹園地」「牧草地」に修正することが必要</p>
	イ 経営概況(「直近5か年の10a当たり収量」、「農産物の品種別作付面積」等)を把握する調査事項の新設・再編		●	●	<p>・ <b>第3回部会において引き続き審議</b> (米生産費調査票(個別経営体用及び組織法人経営体用)の「直近5か年の10a当たり収量」を把握する調査事項において、調査対象米に備蓄米も含まれる旨の注記の追加について確認)</p>
	ウ 経営概況(「稲作主体の経営」、「栽培型別面積」等)を把握する調査事項の新設・再編等		●	●	<p>・ <b>第3回部会において引き続き審議</b> (米生産費調査票(個別経営体用及び組織法人経営体用)の食用米生産における作業受・委託の状況を把握する調査事項において、作業区分別受・委託面積のうち、「育苗」「乾燥・調製」に係る受・委託の面積の定義の明確化について再審議)</p>

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
					◆なお、米生産費調査票（個別経営体用及び組織法人経営体用）の各調査事項については、食用米に限定して把握（記入）することが困難な事項もあると考えられ、今回見直した調査票における記入状況や調査結果の利活用等を踏まえ把握方法（食用米のみとするのか、米全体とするのか等）について検討することが必要（⇒「今後の課題」候補）
	エ 生産物の販売等の状況（「農産物の販売状況等」、「対象農産物以外の販売状況等」）を把握する調査事項の再編		●		・ <b>適当と整理</b> （施策ニーズ等への対応を図るもの）
	オ 生産物の販売等の状況（「牛乳の月別生産量」、「子牛のうち耳標番号を登録しなかった頭数」等）を把握する調査事項の再編		●		・ <b>適当と整理</b> （施策ニーズ等への対応を図るもの）
	カ 対象品目の生産のために使用した資材等を把握する調査事項の再編			●	(第3回部会で審議)
	キ 物件税及び公課諸負担等を把握する調査事項の再編			●	
	ク 建物及び構築物の所有状況等を把握する調査事項の再編			●	
	ケ 土地の面積及び地代を把握する調査事項の再編			●	
	コ 作業別労働時間を把握する調査事項の再編			●	
	サ 搾乳牛等の所有状況及び乳用牛の月齢別の飼育経費を把握する調査事項の新設・再編			●	
(4) 報告を求める事項の基準となる期間の変更	○畜産物生産費調査の調査対象期間を年度単位から暦年単位に変更			●	
(5) 報告を求めるために用いる方法の変更	○調査票の構成の見直しに伴い、報告者が自ら記入の上、年1回提出する方法に変更			●	
(6) 報告を求める期間の変更	○調査票の構成の見直しに伴う調査票の提出期限の変更			●	

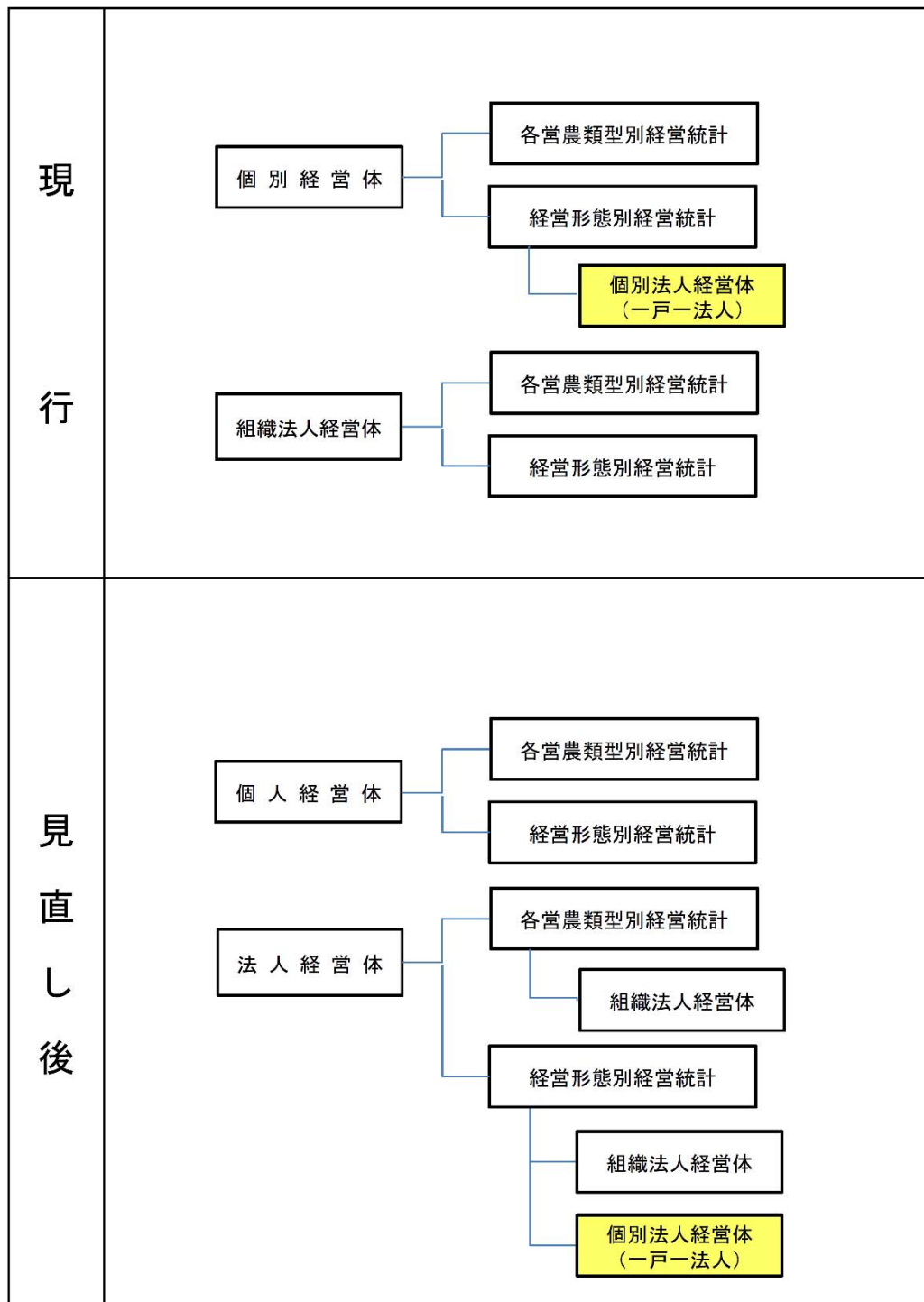
項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
(7) 集計事項の変更	○調査対象の属性的範囲の区分や調査事項の変更等に伴う集計事項及び表章区分の変更			●	(第3回部会で審議)
2 前回答申(平成28年7月)における課題への対応	(1) 調査対象区分の見直し			●	
	(2) 「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果を踏まえた検討			●	
3 公的統計の整備に関する基本的な計画における課題への対応	(1) 家族経営体の大規模階層及び組織経営体への標本の重点化及び家族経営体における営業利益等企業会計に準じた把握の検討			●	
	(2) 様々な形態の経営体における農業構造のより正確かつ的確な実態把握のための調査対象区分の見直し			●	
	(3) 調査結果を踏まえた「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の見直しの必要性の検討			●	

※ 第1回(第88回産業統計部会)は平成30年10月1日(月)に、また、第2回(第89回産業統計部会)は平成30年10月18日(木)に開催、第3回(第90回産業統計部会)は平成30年11月1日(木)に開催予定。

一戸一法人の取扱いの変更に伴う表章の変更について

- 経営統計調査において、一戸一法人の取扱いを変更することに伴い、従前「個別経営体」の内訳として表章していた一戸一法人を、「法人経営体」の内訳として表章するよう変更するとともに、結果の継続性の観点から、従前の「組織法人経営体」の区分での結果表章も行う。

経営統計調査におけるこれからの表章について



労働時間等整理補助表について

- 農業経営体の作業別労働時間を整理するため、以下の補助表を用いる。

**農業経営統計調査 労働時間等整理補助表(日別)【変更案】**

2015センサス番号

月	/	枚目
---	---	----

この補助表は、調査票の労働時間に関するデータを整理するため使用していただくものであり、提出を求めるものではありません。

作業	作業 者 名	1日当たり 標準労働時間 時間 分	作 業 日																												備考			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		29	30	31

**農業経営統計調査 労働時間等整理補助表(月別)【変更案】**

2015センサス番号

月	/	枚目
---	---	----

この補助表は、調査票の労働時間に関するデータを整理するため使用していただくものであり、提出を求めるものではありません。

作物名 作業	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分	
	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分

月

作物名 作業	時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分	
	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分

経営統計調査票（個人経営体用）の損益計算書について

- 経営統計調査票（個人経営体用）の損益計算書に係る調査事項のうち、「①交際費」及び「②市場手数料」に係る項目を修正

【変更前】

この欄には、対象となる指定品目が、それぞれの科目に占める割合を記入してください。

指定品目名

科 目	説 明	金 額（円）	うち指定品目の割合(%)	
経 費 （ 統 計 ）	作業用衣料費	農作業に必要な衣類・靴・帽子等の購入費		
	農業共済掛金	共済掛金、農用車両の保険料・共済掛金		
	減価償却費	農用建物、構築物、農機具、生物等固定資産の減価償却費		
	荷造運賃手数料	販売に要したダンボール、袋、紐等の代金、ライスセンター・共同選果場の料金、運賃、検査料等		
	雇 人 費	雇用労賃及び賠償費・交通費		
	利 子 割 引 料	借入金利息、手形割引料、債務保証料		
	地 代 ・ 賃 借 料	農地代、農用建物代金、農機具等の使用代金		
	土 地 改 良 費	客土・揚排水施設等の維持管理費		
		<b>1 任意勘定科目記入欄</b> 税務申告書の任意勘定科目に「交際費」や「市場手数料」などがある場合は、ここに転記してください。		
	雑 費	上記以外の費用		
小 計 ④	上記租税公課～雑費までの経費の合計			
農産物以外の棚卸高 期首 ⑤	農産物以外の期首棚卸高			
農産物以外の棚卸高 期末 ⑥	農産物以外の期末棚卸高			
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用 ⑦	木成熟果樹、育成牛等の育成に要した費用			
経 費 合 計	④+⑤-⑥-⑦			

**① 2 交際費について**

雑費に交際費が含まれている場合は、右の欄に実額を記入してください。実額がわからない場合は、雑費に占める割合を記入してください。

科 目	金 額（円）	雑費に占める割合(%)
交 際 費		

**② 3 市場手数料について**

荷造運賃手数料に市場手数料が含まれている場合は、右の欄に実額を記入してください。実額がわからない場合は、荷造運賃手数料に占める割合を記入してください。

科 目	金 額（円）	荷造運賃手数料に占める割合(%)
市 場 手 数 料		

【変更後】

この欄には、対象となる指定品目が、それぞれの科目に占める割合を記入してください。

指定品目名

科目	説明	金額 (円)				うち指定品目の割合 (%)
		億	万	千	百	
経費	作業用衣料費	農作業に必要な衣類・靴・帽子等の購入費				
	農業共済掛金	共済掛金、農用車両の保険料・共済掛金				
② 費	減価償却費	農用建物、構築物、農機具、生物等固定資産の減価償却費				
	荷造運賃手数料	販売に要したダンボール、袋、紐等の代金、ライスセンター、共同選果場の料金、運賃、検査料等				
	うち 市場手数料	農協・市場等の販売手数料、集出荷団体の手数料（市場までの輸送運賃、検査料、保管料等）				
（ 続	雇 人 費	雇用労賃及び賠償費・交通費				
	利子割引料	借入金利息、手形割引料、債務保証料				
	地代・賃借料	農地代、農用建物代金、農機具等の使用代金				
	土地改良費	客土・揚排水施設等の維持管理費				
① き	雑 費	上記以外の費用				
	うち 交際費	得意先や仕入先等の事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答等のための費用				
	小 計 ④	上記租税公課～雑費までの経費の合計				
（	農産物以外の期首 ⑤	農産物以外の期首棚卸高				
	農産物以外の期末 ⑥	農産物以外の期末棚卸高				
	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用 ⑦	未成熟果樹、育成牛等の育成に要した費用				
	経 費 合 計	④+⑤-⑥-⑦				



## 第88回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成30年10月1日（月）16:00～18:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

## 【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂

## 【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所主任研究員）

## 【審議協力者（有識者）】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課課長）

## 【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

## 【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：片桐課長ほか

## 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 概 要

○ 8月28日開催の第125回統計委員会において諮問された農業経営統計調査の変更について、統計委員会において委員から発言された意見について共有した後、審査メモに沿って審議が行われた。

○ 審査メモのうち、「調査対象の属性的範囲の変更」及び「報告を求める事項」の一部について審議を行った結果、調査実施者において整理の上、次回部会において改めて審議することとされた一部の事項を除き、変更内容についてはおおむね適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 調査対象の属性的範囲の変更

・ 組織法人経営体と統合し「法人経営体」として区分する一戸一法人に係る結果については、従前は表章されていたが、今後も区分して表章されるのか。

→ そのとおりである。

・ 従前の一戸一法人を含んだ「個別経営体」の結果と、これを除いた「個人経営体」の

結果との断層については、全体平均では影響はないものと思われるが、規模階層別に見ると、大規模階層では一戸一法人が除かれることによる差異が生じる可能性がある。このため、データの時系列比較等の観点から、公表時における丁寧な説明や、従前の「個別経営体」の区分による表章結果も併せて提供する必要があると考える。

→ 十分考慮したい。

- ・ 本調査結果については、農林業センサスの結果をベンチマークとして、その時点での経営タイプ別経営体数のウェイトを用いて加重平均するため、次回の農林業センサスの結果でウェイトが変わることにより、平均値にも影響が出ると考えられるが、一戸一法人と組織法人経営体の数の伸びに差異があるのか。

→ 2010年農林業センサスと2015年農林業センサスの結果を比較すると、一戸一法人の数の伸びはあまり変動していないのに対し、組織法人経営体の数の伸びの方が大きい。

→ 「法人経営体」の大半が組織法人経営体のため、組織法人経営体数の伸びが大きい方がむしろ、数値の変動も目立たないので影響は少ないと思われる。

- ・ 今後、経営統計調査と生産費調査ともに2020年農林業センサスを母集団情報とすることに伴い、その母集団情報が使用可能となる調査年からは、経営統計調査と生産費調査を同じ調査対象区分に変更するのか。

→ 技術的には可能になるが、生産費調査の調査対象区分を変更することに伴う調査結果の接続性の問題や利活用の観点から、今後検討する必要がある。

## (2) 報告を求める事項の変更

### ア 調査票の構成の見直し

- ・ 今回の調査票の構成の見直しにより、統計調査員が報告者のところに足を運ぶ回数や記入の仕方の指導に係る業務量は効率化されるのか。

→ 労働時間の部分については、把握が一番難しいところでもあり、丁寧に指導する必要があるため、従前どおり年4回程度の訪問が必要と考えている。一方、経営統計調査票については、多くの項目が税務申告書類から転記可能となるため、調査開始時に丁寧な説明した上で、回収は1回で済むようになることから、職員や調査員の負担は軽減されると思われる。

- ・ 従来、一部の調査票については、職員や調査員による聞き取り調査として実施していたが、今回の見直しにより、全て報告者による自計方式に変更することとなる。このため、職員や調査員による説明だけではなく、調査事項ごとの具体的な記入の仕方等を示したマニュアルの作成についても検討してほしい。

また、これまでの営農類型別経営統計は、農家の総所得を捉えていて、年金等や農外収入を含めた世帯収入を表章し、それを1つのメルクマールとして利用してい

た部分もあった。今回の見直しにより、これらの項目が廃止され、農業経営により焦点を当てた調査に変更されるということを、統計利用者にも十分に周知してほしい。

→ 調査票にも若干の説明は記載しているが、別途、記入例を作成・配布することも考えている。また、見直しの内容についても、統計利用者に誤解を与えないよう、公表の際にしっかりと説明したい。

- ・ 労働時間等整理補助表については、提出を義務付けるものではなく、あくまで任意のものであることから、調査票ではないという整理か。調査票ではないこととした場合、様式を容易に変更できるというメリットがある反面、労働時間に係る元データとしての的確に把握していることが外形的に分からなくなる面もある。

→ 労働時間等整理補助表は、あくまで調査票の労働時間に係る調査事項に記入するための参考様式と考えている。

→ 労働時間等整理補助表を調査票ではないと整理するのであれば、報告者にとって紛れが生じないよう、報告義務を伴う調査票ではないこと、また、記入内容の秘密は保護されることについて、様式上に明記すべきではないか。

→ 検討する。

- ・ 今回の調査票の見直しについては、結果数値にも影響を及ぼす可能性があるほか、今後改善が必要な点も明らかになるものと思われる。また、今回は、2015年農林業センサスを母集団情報とする調査期間の途中での変更となるため、2020年農林業センサスを母集団情報とする標本の選定替えを行うまでの移行期間と捉え、より有用な調査となるよう、しっかりと検討を進めてほしい。

→ 施策上の必要性からこの時期での変更となったが、2020年農林業センサスを母集団情報とする変更の際には、今回の見直し部分以外にも新たな課題が出てくることも考えられる。

#### イ 「現況」「損益計算書」「貸借対照表」を把握する調査事項【経営統計調査票】

- ・ 調査方法が大きく変わることにより、一部の調査項目の結果に大きな断層が生じないか懸念しているが、事前検証を行うことは考えているのか。

→ 記入の可否については、日々報告者と接している地方農政局等の職員等に確認したところ、適切な説明・記入指導を行うことにより、記入には問題ないとのことであった。

また、個人経営体の経営統計調査票の損益計算書では、新たに「交際費」及び「市場手数料」の項目を設けているが、これらは現在の調査では、集計していない事項であるものの、損益計算書からの転記では含まれる可能性があるため、従前の調査結果へ与える影響の検証のために把握するものである。

→ 確定申告書の中に「交際費」の費目はなく、交際費や研修費は非常に区分が難

しいため、報告者が正確に「交際費」を記入できるか疑問である。今までの調査結果との接続（費用からの交際費の除外）を重視して「交際費」を別立てで把握するのではなく、費用の中に「交際費」は含まれるものとして整理した方がよいのではないか。

→ 別立てで把握することとしている「交際費」及び「市場手数料」について、報告者の誤解を生じないように、整理してほしい。

→ 検討する。

- ・ 代替データによる欠測値の補完方法は、既に決まっているのか。また、補完方法については、統計利用者に情報提供するのか。

→ 農業では、経営規模が同等の場合には同等の固定資産を持って営農しているのが一般的であるため、貸借対照表の資産の部分については、同一の営農類型・地域・経営規模階層に属する経営体の数値を用いて補完を行うことを想定している。また、補完方法についても、結果公表の際に、ホームページ等に掲載する予定である。

- ・ 一部の項目のみの欠測であれば、補完も可能と思うが、ほとんど何も記入されていないようなケースも想定されるのではないか。そのような場合、欠測値の補完は不可能なため、結果表の表章項目を簡略化する必要も生じるのではないか。現時点で、どの程度の欠測値が発生すると見込んでいるのか。

→ 経営統計調査票（個別経営体用）の7ページの「貸借対照表を作成していない場合」については、黄色で色付けしている「現金」、「預貯金等」、「売掛未収入金」等の項目部分が是非把握したい事項であり、実査に携わる地方農政局等の職員にも確認したところ、この程度の項目であれば把握可能とのことであった。

→ 当該項目について記入できない場合には、どのように補完を行うのか。

→ 同じ営農類型で、同じ品目、同じ経営規模、同じ地域の経営体の数値を用いて補完することを考えている。

- ・ 地域の普及指導員や地域を支えている皆さんとの連絡調整をしっかりと行えば、欠測値の補完は十分可能ではないかと考える。

- ・ 欠測値の補完方法は複雑なようなので、補完方法に関する情報についても、詳細に公表するようにしてほしい。

## 6 今後の予定

次回部会は平成30年10月18日（木）16時から総務省第2庁舎3階第1会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、10月25日（木）に開催予定の第127回統計委員会に

において、河井部会長から報告することとされた。

(以 上)